○京都府情報公開条例施行規則

平成13年3月30日 京都府規則第8号 改正 平成17年3月31日規則第22号 平成25年3月19日規則第6号 平成28年3月25日規則第7号 令和2年1月31日規則第2号

京都府情報公開条例施行規則をここに公布する。

京都府情報公開条例施行規則

京都府情報公開条例施行規則(昭和63年京都府規則第34号)の全部を改正する。

(公文書公開請求書の記載事項等)

- 第1条 京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号。以下「条例」という。)第5条第1 項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 連絡先(法人その他の団体にあっては、当該公開請求の担当者の氏名及び連絡先)
 - (2) 求めようとする公開の方法
- 2 条例第5条第1項に規定する請求書は、公文書公開請求書(別記第1号様式)によるものと する。

(公文書公開決定通知書等)

- 第2条 条例第10条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め る通知書により行うものとする。
 - (1) 公文書の全部を公開する場合 公文書公開決定通知書 (別記第2号様式)
 - (2) 公文書の一部を公開する場合 公文書部分公開決定通知書(別記第3号様式)
- 2 条例第10条第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。
 - (1) 条例第6条各号を理由として公文書の全部を公開しない場合 公文書非公開決定通知書 (別記第4号様式)
 - (2) 条例第9条の規定により公開請求を拒否する場合 公文書非公開決定通知書(公開請求拒否) (別記第5号様式)
 - (3) 前2号に掲げる場合以外の公文書の全部を公開しない場合 公文書非公開決定通知書(不存在等) (別記第6号様式)

(公文書公開決定等期間延長通知書)

第3条 条例第11条第2項の規定による通知は、公文書公開決定等期間延長通知書(別記第7号 様式)により行うものとする。 (公文書公開決定等の期限の特例通知書)

第4条 条例第12条第1項の規定による通知は、公文書公開決定等の期限の特例通知書(別記第 8号様式)により行うものとする。

(事案の移送通知書)

第5条 条例第13条第1項の規定による通知は、事案の移送通知書(別記第9号様式)により行うものとする。

(府及び請求者以外のものに対する意見書提出の機会の付与等)

- 第6条 条例第14条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 公開請求に係る公文書に記録されている府及び請求者以外のものに関する情報の内容
 - (2) 意見書の提出期限
- 2 条例第14条第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 公開請求に係る公文書に記録されている国、地方公共団体及び請求者以外のものに関する情報の内容
 - (2) 意見書の提出期限
 - (3) 公開決定をしようとする旨及びその理由
- 3 条例第14条第2項の規定による通知は、公文書の公開決定に係る意見照会書(別記第10号様式)により行うものとする。
- 4 条例第14条第3項の規定による通知は、第三者情報公開決定通知書(別記第11号様式)により行うものとする。

(平28規則7・一部改正)

(公開の実施等)

- 第7条 閲覧による公文書の公開は、知事が指定する日時及び場所において行うものとする。
- 2 知事は、閲覧による公文書の公開を受け、又は受けようとする者が、当該公文書を汚損し、 若しくは破損したとき又はこれらのおそれがあると認められるときは、当該公文書の閲覧を停 止させ、又は禁止することができる。
- 3 公文書の公開をする場合において、公文書の写しを交付するときの交付部数は、公文書の公 開の請求に係る公文書1件につき1部とする。

(電磁的記録の公開の方法)

- 第8条 条例第15条第2項に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の 区分に応じ、当該各号に定める方法とする。
 - (1) 録音テープ及び録音ディスク 実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取 又は複写した物の交付
 - (2) ビデオテープ及びビデオディスク 実施機関が保有する専用機器により再生したものの

視聴又は複写した物の交付

- (3) 前2号に掲げるもの以外のもの 次に掲げるもののうち、知事が適当と認める方法 ア 用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
 - イ 実施機関が保有する専用機器により再生したものの聴取若しくは視聴又はフレキシブル ディスクカートリッジ、光ディスクその他の記録媒体に複写したものの交付
 - ウ 電子情報処理組織(実施機関の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。) と公開を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織 をいう。)を使用して公開を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複 写させる方法

(平25規則6・一部改正)

(運用状況の公表)

第9条 条例第28条の規定による運用状況の公表は、請求件数、公開及び非公開の決定状況その 他必要な事項を京都府公報に登載することにより行うものとする。

(平28規則7・令2規則2・一部改正)

附則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第22号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年規則第7号)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、この 規則による改正後のそれぞれの規則の規定に基づく様式による用紙とみなし、所要の調整をし て使用することができる。

附 則(令和2年規則第2号)

この規則は、令和2年2月1日から施行する。

別記第1号様式(第1条関係)

公文書公開請求書

年 月 日

京都府知事

郵便番号

請求者 住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、その名称 代表者の氏名及び主たる事務所又は事業所の所在地) 連絡先

(法人その他の団体にあっては、当該公開青水の担当者の氏名及び連絡先)

様

電話番号() 一

京都府情報公開条例第4条の規定により、次のとおり公文書の公開を請求します。

1 請求する公文 書の件名又は 内容						
2 求めようとす る公開の方法 該当するもの を○印で囲ん でください。	(1)	閲覧	(2)	写しの交付	(3)	写しの郵送
3 事案の移送の 可否 「事案の移送に ついての可 を でください。	(1)	可	(2)	否		

備考 3の欄の「事案の移送」とは、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときなど他の実施機関において公開決定等をすることに正当な理由があるときは、当該他の実施機関に対し、公文書公開請求書を移送することをいいます。

			年	月	日	在	丰	月	日
*	受	付	場		所				
			担	当 課	等				
*	備			考					

※印欄は、記入しないでください。

第2号様式(第2条関係)

公文書公開決定通知書

 番
 号

 年
 月

 日

様

京都府知事

印

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、次のとおり公開することと決定したので、京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号)第10条第1項の規定により通知します。

1	公	文 書	の件	: 名								
2	公文	書のな	公開の	日時	年	月	日()	午前 午後	時	分	
3	公文	書のな	公開の	場所								
4	担	当	課	等	電話番号()	_					
5	備			考								

- 備考 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に御連絡ください。
 - 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。
- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
 - 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式(第2条関係)

公文書部分公開決定通知書

号 番 月 日

様

印 京都府知事

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、次のとおり公文書の一部 の公開をすることと決定したので、京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号)第1 0条第1項の規定により通知します。

076371150770676	.1- 5	/ 1011/	
1 公文書の	り件	名	
2 公文書の公	開の	日時	年 月 日() 午前 時 分 午後
3 公文書の公	開の場	揚所	
4 公文書の公	概	要	
開をしない部 分の概要及び その理由	理	由	京都府情報公開条例第6条第 号該当
5 公文書の一 をしない理由: る期日			
6 担 当	課	等	電話番号() 一
7 備		考	

- 備考 1 指定された日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当課等に御連絡くださ

 - 2 公文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。 3 5の欄は、請求に係る公文書の一部の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示することができる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。
- (教示) 1
- この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を決する者と、 京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起するこ とができます。

第4号様式(第2条関係)

公文書非公開決定通知書

 番
 号

 年
 月

 日

様

京都府知事 印

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、次のとおり公開をしないことと決定したので、京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号)第10条第2項の規定により通知します。

1 公 文 書 の	件名	
2 公文書の公開をし	しない理由	京都府情報公開条例第6条第 号該当
3 公文書の公開をし が消滅する期日	しない理由	
4 担 当 1	課等	電話番号() 一
5 備	考	

- 備考 3の欄は、請求に係る公文書の公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してください。
- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
 - 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第5号様式(第2条関係)

公文書非公開決定通知書(公開請求拒否)

 番
 号

 年
 月

 日

様

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、次のとおり公開をしないことと決定したので、京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号)第10条第2項の規定により通知します。

1 公文書の件名又は内容	
2 公文書の公開請求を拒否する理由	京都府情報公開条例第9条該当
3 公文書の公開請求を拒否す る理由が消滅する期日	
4 担 当 課 等	電話番号() 一
5 備 考	

- 備考 3の欄は、請求に係る公文書の公開の請求を拒否する理由が消滅する期日をあらか じめ明示できる場合に記入してありますので、当該期日以降改めて請求してくださ い。
- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
 - 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

第6号様式(第2条関係)

公文書非公開決定通知書(不存在等)

番号年月

様

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、次のとおり公開をしないことと決定したので、京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号)第10条第2項の規定により通知します。

1	公文	て書の件	名又は	内容					
2	公文	書の公開	をしない	・理由					
3	担	当	課	等	電話番号()	_		
4	備			考					

- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
 - 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした 場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算 して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、 京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起するこ とができます。

第7号様式(第3条関係)

公文書公開決定等期間延長通知書

番号年月

様

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号)第11条第2項の規定により、次のとおり公開決定等をする期間を延長したので通知します。

1	公文書	膏の件名	名又は口	为 容						
2	当知の	小問油	空笙の	钳 昆耳		年		月	日から	
2 当初の公開決定等の期間						年		月	日まで	
3 延長後の公開決定等の期間						年		月	日から	
3	延天仮	の公用の	に定等の	为旧		年		月	日まで	
4	延	長 の	理	由						
	, E		7.5	Щ						
5	担	当	課	等	電話番号()	_		
					电前省万(,			
6	備			考						

第8号様式(第4条関係)

公文書公開決定等の期限の特例通知書

番号年月日

様

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、次のとおり京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号)第12条第1項の規定を適用することとしたので通知します。

_ 				
1 公文書の件名又は内容				
2 当初の公開決定等の期間		年	月	日から
2 目初の公開伏足寺の期間	:	年	月	日まで
3 1の公文書のうち相当の部分		年	月	日から
についての公開決定等の期間		年	月	日まで
4 残りの公文書について公開決 定等をする期限		年	月	Ħ
5 京都府情報公開条例第12条第 1項を適用する理由				
6 担 当 課 等	電話番号()	_	
7 備 考				

第9号様式(第5条関係)

事案の移送通知書

 番
 号

 年
 月

 日

様

年 月 日付けで請求の公文書の公開については、京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号)第13条第1項の規定により、次のとおり事案の移送をしたので通知します。

	- 0 - /	~										
1	公	文 書	きの	件名	名 又	は内	容					
2	移	送	ż	Ė	l	た	日		年	月	日	
3	移送をした理由						由					
4	移边	送元の	の実	施機	関の打	担当詢	果等	電話番号()	_		
				実	施	機	関					
5	移	送	先	担	当	課	等	電話番号()	_		
6	備						考					

備考 公文書の公開については、5の欄に記載の移送先の実施機関において決定をすることとなります。不明な点は、移送先の実施機関の担当課等にお問い合わせください。

第10号様式(第6条関係)

公文書の公開決定に係る意見照会書

 番
 号

 年
 月

 日

様

課 (室) 長 (地方機関の長)

京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号)第4条の規定により公開請求のありました公文書に、次のとおりあなた(貴社)に関する情報が記録されています。

つきましては、公開請求に係る公文書について、次の理由により公開決定をしようとすることに対し、京都府情報公開条例第14条第2項の規定により意見書を提出することができますので、意見書を提出される場合は、公開決定に対する意見を具体的に記入の上、

年 月 日までに提出くださるようお願いします。

1 公文書の件名	
2 あなた(貴社)に関する 情報の内容	
3 公開決定をしようとする理由	京都府情報公開条例第 条(第 号ただし書)該当
4 担 当 課 等	電話番号() 一
5 備 考	

第11号様式(第6条関係)

第三者情報公開決定通知書

番 号 年 月 日

様

京都府知事

印

あなた(貴社)に関する情報が記録された公文書については、次のとおり公開することと決定しましたので、京都府情報公開条例(平成13年京都府条例第1号)第14条第3項の規定により通知します。

^	ヒにより地がしよう。							
1	公 文 書 の 件 名							
2 †	あなた(貴社)に関する 情報の内容							
3	公開決定の日		年	月	日	()		
4	公開決定をした理由							
5	公文書の公開の日時	年	月	目()	午前 午後	時	分
6	担 当 課 等	電話番号()	_				
7	備考							

- (教示) 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から 起算して3箇月以内に、京都府知事に審査請求をすることができます。
 - 2 この決定については、この決定があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、京都府を被告として(訴訟において京都府を代表する者は、京都府知事となります。)京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - 3 上記の公文書の公開の日時までに京都府知事又は裁判所に対し、公文書の公 開の停止を申し立て、それを認める決定がないときは、あなた(貴社)に関す る情報は公開されますので、御承知ください。

別記第1号様式(第1条関係)

第2号様式(第2条関係)

(令2規則2・一部改正)

第3号様式(第2条関係)

(平17規則22・平28規則7・一部改正)

第4号様式(第2条関係)

(平17規則22・平28規則7・一部改正)

第5号様式(第2条関係)

(平17規則22・平28規則7・一部改正)

第6号様式(第2条関係)

(平17規則22・平28規則7・一部改正)

第7号様式(第3条関係)

第8号様式(第4条関係)

第9号様式(第5条関係)

第10号様式(第6条関係)

第11号様式(第6条関係)

(平17規則22・平28規則7・令2規則2・一部改正)